

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

(記載要領)

1 記の1の「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号又は法第33条第1項のいずれに該当するかを記載する。

2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。